

# 木づかい脱炭素化促進事業実施要領

制定（令和6年3月29日付け、林第777号）

最終改正（令和8年3月30日付け、林第798号）

## 第1 趣旨

環境への負荷が少ない循環型社会を創出するためには、木材を積極的に使用していくことが必要であり、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献する。

このため、広く県民に対して、木と触れあい木の良さを実感する機会を幅広く提供し、木材の特性やその利用の促進の意義についての理解の醸成を効果的に図るため、公共建築物等における県産材の利用を促進し、県産材の一層の需要拡大に資する。

なお、本事業の実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及び岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け林第522号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

## 第2 定義

- 1 この要領において「公共建築物等」とは、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する施設のほか、多数の集客が見込まれるなどのPR効果の高い施設で知事が認めるもののことをいう。
- 2 この要領において「中大規模建築物」とは、延べ床面積が概ね500㎡以上又は階数が3以上の建築物のことをいう。
- 3 この要領において「新築」とは、建築物のない土地に、新たに建築物を建築することをいう。
- 4 この要領において「増築」とは、既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築することをいう。
- 5 この要領において「改築」とは、建築物の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物または建築物の部分を従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えることをいう。
- 6 この要領において「木造化」とは、建築物（鉄筋コンクリート造や鉄骨造との混構造のものを含む。）の新築、増築又は改築に係る構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定するものをいう。以下同じ。）に木材を使用することをいう。
- 7 この要領において「木質化」とは、建築物（既存の施設を含む）における内外装（天井、床、壁、建具、デッキ等）に木材を使用することをいう。
- 8 この要領において「設計」とは、木造化のために必要な実施設計を行い、計画図書を作成することをいう。
- 9 この要領において「木製品」とは、施設内で利用するための木製用具（机、椅子等）、木製遊具（滑り台、ブランコ等）、木製玩具（積み木、パズル等）又は案内板、屏、

ベンチ等で主に木材を使用して製作されたものをいう。

- 10 この要領において「県産材」とは、県内の森林から生産された原木を「岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）」に基づく登録を受けている製材業者によって製材された木材又はこの原木を県内で加工した木製品のことをいう。

ただし、県内に加工業者（構造用合板工場等）がない製品については、次項により定める「県産森林認証材」を第三者機関が認証（C o C認証）する県外の業者によって加工される場合を含む。

- 11 この要領において「県産森林認証材」とは、県産材のうち第三者機関の認証を受けた県内の森林管理認証（FM認証）森林から生産された原木を使用したものをいう。

- 12 この要領において「JAS製品」とは、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく日本農林規格として格付が行われた木材をいう。

### 第3 事業実施主体等

- 1 事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。
- 2 補助金の交付対象について、国及び県の他事業による補助金等を受けていないこと。
- 3 補助金額の算出に当たって、補助対象経費に補助率を乗じて算出された金額に1千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。

### 第4 事業計画書

- 1 事業実施主体は、毎年度、事業計画承認申請書（様式1）に事業計画書（様式2）を添付し、別に示す日までに県民局長に提出するものとする。
- 2 県民局長は、提出された事業計画書の内容を審査した上で、別に示す日までに、木づかい脱炭素化促進事業における事業計画について（様式3）に事業計画書を添付し、意見を付して農林水産部長に協議するものとする。
- 3 農林水産部長は、県民局長から協議のあった事業計画の内容について適当と認めるときは、木づかい脱炭素化促進事業における補助金額の配分について（様式4）により予算の範囲内で県民局に補助金を配分する。
- 4 3の通知を受けた県民局長は、木づかい脱炭素化促進事業計画の承認及び補助金の内示について（様式5）により事業計画を承認するとともに、農林水産部長から配分された額の範囲内で、事業実施主体に補助金の内示を行う。

なお、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を県と締結している事業実施主体については、優先的に支援する。

- 5 承認された事業計画を変更する場合は、事業計画変更承認申請書（様式1）に変更事業計画書（様式2）を添付し、県民局長に提出するものとする。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

### 第5 事業実施上の留意事項

- 1 事業実施主体は、設計書及び工事仕様書等に「県産森林認証材を使用すること」を

明記するなど、県産森林認証材が確実に使用されるように留意するとともに、納材した製材業者等から県産材納材証明書（様式7-1、7-2）を徴取すること。

- 2 補助対象とする県産材の一部又は全てが施工又は設置後、不特定多数の利用者等が制限なく立ち入ることができるエリアにおいて、利用者等の目に見える形で使用されること。
- 3 事業実施主体は、県産材利用について広く利用者等への普及啓発に努めるとともに、当事業で整備した施設等に、事業名、事業実施主体名、県産材を使用して整備した施設等であること及び県産材に係る炭素貯蔵量を明記したプレート等を掲示すること。
- 4 木造化支援、木質化支援及び木製品導入支援により整備した施設については、竣工後、木材利用促進のための普及啓発に活用できる写真を県民局長に提出すること。

## 第6 補助金の交付手続

補助金の交付手続は、規則及び要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、第4の4の内示があった場合は、補助金等交付申請書を速やかに県民局長に提出するものとする。
- (2) 県民局長は、補助金等交付申請書の内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。
- (3) 事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた後に補助対象事業に着手（設計支援にあつては実施設計の開始、木造化・木質化・木製品導入支援にあつては補助対象とする県産材が現地に納材・納品されることをいう。）するものとし、補助金の交付決定を受ける前に補助対象事業に着手してはならない。
- (4) 事業実施主体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（様式2）に県産材使用報告書（様式6-1）及び県産材納材証明書（様式7-1、7-2）又は県産材使用予定量報告書（様式6-2）を添付して県民局長に提出するものとする。
- (5) 県民局長は、事業実績報告書の提出があったときは、現地並びに証拠書類等を審査するものとし、適当と認められた場合には、補助金の額を確定して事業実施主体に通知するとともに、事業実績報告書の写しを添付して、木づかい脱炭素化促進事業における事業実績について（様式8）により農林水産部長に提出するものとする。

## 第7 補助事業の実施状況報告

知事は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、補助事業の実施状況の報告を求めることができるものとする。

## 第8 補助を受けて設置した施設等の管理

事業実施主体は、事業により補助を受けて整備した施設及び導入した木製品について、補助事業の完了後においても補助目的に沿って善良なる管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

## 第9 帳簿及び証拠書類の保管

事業実施主体は、当該事業に係る収入及び支出について帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業完了後5年間整理保管しなければならない。

#### 第10 県の事業推進体制

県民局長は、事業の適切かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、事業の計画や実施に当たって事業実施主体に対する助言を行うものとする。

#### 第11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

##### 附 則

この要領は、令和6年度事業から適用する。

##### 附 則

この要領は、令和7年度事業から適用する。

##### 附 則

この要領は、令和8年度事業から適用する。

別表（第3関係）

事業区分	事業実施主体	補助対象施設及び木製品	補助対象経費	補助率等	採択要件
設計支援	公共建築物等を整備する者（ただし、市町村が整備するものは除く）	県内において、新築、増築、改築する構造耐力上主要な部分に県産森林認証材を使用する公共建築物等	実施設計に要する経費	補助対象経費の1/2以内とし、1施設当たりの補助金の上限を150万円とする。	ア 新築、増築、改築する部分の延床面積が200㎡以上の建築物であること。 イ 補助対象は県産森林認証材を使用した木造化の設計とする。 ウ 木材利用促進のための普及啓発の実施及び協力が可能であること。
木造化支援 (中大規模建築物を除く)			木造化に係る県産森林認証材の材料費、加工費、運搬費	補助対象経費の1/2以内とし、1施設当たりの補助金の上限を500万円とする。 ただし、CLTを現地で内外装材として使用する場合は1施設当たりの補助金の上限を650万円とする。	ア 新築、増築、改築する部分の延床面積が10㎡以上の建築物であること。 イ 木材利用促進のための普及啓発の実施及び協力が可能であること。
木造化支援 (中大規模建築物)		県内において、新築、増築、改築する構造耐力上主要な部分に県産森林認証材を含む県産材を使用する公共建築物等で中大規模建築物	木造化に係る県産森林認証材を含む県産材の材料費、加工費、運搬費 また、民間事業者が整備する中大規模建築物の木造化にあつては、構造耐力上主要な部分に使用する県産森林認証材又は県産材のJAS製品に係る建て方費（ただし、当該県産材が現地に納材される年度と同一年度に建て方が完了する場合に限る。）	補助対象経費の1/2以内とする。	ア 新築、増築、改築する部分の延床面積が概ね500㎡以上又は階数が3以上の建築物であること。 イ 補助対象とする県産材使用量（材積）に占める県産森林認証材の使用割合が50%以上であること。 ウ 木材利用促進のための普及啓発の実施及び協力が可能であること。
木質化支援		県内において、内外装に県産森林認証材を使用する公共建築物等（既存の建築物を含む）	木質化に係る県産森林認証材の材料費、加工費、運搬費	補助対象経費の1/2以内とし、1施設当たりの補助金の上限を150万円とする。	木材利用促進のための普及啓発の実施及び協力が可能であること。
木製品導入支援		県内の公共建築物等に設置する県産森林認証材を使用する木製品	ア 木製品に使用される県産森林認証材の材料費、加工費、運搬費 イ 県産森林認証材を使用した木製品の備品購入費（ただし、上記アに相当する経費に限る。）	補助対象経費の1/2以内とし、1施設当たりの補助金の上限を150万円とする。	木材利用促進のための普及啓発の実施及び協力が可能であること。

注) 同一施設で複数の事業区分を併用する場合の補助金の上限は、各事業区分の補助金の上限額の合計とする。